

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第4回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年1月10日（金曜日）14：00～16：45

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜市側説明員＞ 坂上地域福祉部長、井上生活福祉課長、小川生活福祉課参事、西野生活福祉課主査

＜事務局＞ 小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査、山中総務課職員

- 1 会議開催の冒頭、委員長から事務局及び生活福祉課に対し、次回以降の生活保護費不正支出事件外部調査委員会（以下「委員会」という。）における審議の方針について発言があった。

委員長の発言要旨

委員間で協議をした結果、次回以降の会議で、委員3名で関係者の聴取を行いたい。関係者聴取の対象者は、①生活保護業務の現経理事務担当者、②生活福祉課の現課長、③生活保護所管課の前課長、④生活保護所管課の元課長、⑤生活保護電算システムの開発業者、⑥生活保護業務の現査察指導員（主幹）、⑦生活保護業務の前査察指導員（主幹）、⑧生活保護業務の元査察指導員（主幹）、⑨生活保護電算システムの現担当者、⑩生活保護業務の現ケースワーカー2名（対象者は現時点で未定）としたい。については、事務局及び生活福祉課の方で、日程の調整と聴取する対象者への連絡等を行っていただきたい。また、聴取される対象者が、自由に意見が言えるような環境の中で聴取を行いたいと考えている。生活福祉課の課長や職員が同席をしていると自由に発言がしにくいこ

とも考えられるので、出席は控えて頂きたいと考えている。事務局についても、最少限の出席で行いたい。また、「生活保護電算システムの開発業者」については、不正が行われた当時に使用されていたバージョンアップ前のシステムと、バージョンアップ後のシステムの両方について精通しているシステムエンジニアから聴取したい。また、関係者聴取に関しては、委員間で協議をした結果、会議を非公開で行うとの方針が委員3名により決定された。

以上の委員会側の指示を受けて、次回以降の会議は関係者の聴取を行うこととし、事務局側で聴取する関係者に連絡等をするとともに、日程調整を行った上で、関係者聴取を行うこととなった。

2 案件審議（案件1：本件不正支出事件についての市の調査の検証、案件2：生活保護電算システムの検証）

市において電算システムを導入している部局においては、「河内長野市情報セキュリティポリシー」の定めに従い運用しなければならないことが定められていること、また、同セキュリティポリシーに従って「実施手順書」が定められていることなどが委員に対し説明が行われた。

また、生活福祉課から委員に対し、当時の生活保護電算システムの担当者ごとに付与された権限とその内容について調査した結果について報告するとともに、当時運用されていた生活保護電算システムを用いて確認が行われた。なお、生活保護所管課の課長、部長（兼福祉事務所長）は、生活保護電算システムのIDとパスワードが付与されていたが、当時の課長、部長（兼福祉事務所長）のパソコン（端末）には生活保護電算システムは入っていなかったことについても生活福祉課から報告が行われた。なお、生活保護決定の決裁権限は福祉事務所長を兼務している部長が有しており、部長（兼福祉事務所長）は稟議書（保護決定調書）

に押印して決裁を行っていることが報告されるとともに、生活保護電算システム上でも「決定」処理を行う必要があり、その決定の処理は、査察指導員である主幹がシステム上の権限を有していることから、査察指導員である主幹が決定を行うこととなっていたが、聞き取り調査の結果、当時の査察指導員である主幹は、宮本元職員にシステム上の「決定」をさせていたことなどについても報告がされた。

なお、今回は、主に生活保護費の支給形態のうち、定例支給（あらかじめ算定された生活保護費を毎月定例日に支給するもの）における不正支出分の市の調査内容について委員に報告し、その検証が行われた。

これまでの市の調査では、不正支出の多くは追加支給（月の途中で発生した新規の受給者や、定例支給以外に臨時で支給するもの）で行われているが、定例支給分においても不正支出が判明しており、その不正支出のパターンについて生活福祉課から委員に説明がされた。

定例支給分における不正支出のパターンとしては、正規の支出分とは別に、生活保護電算システムに宮本元職員を担当とする「窓口払い」を設定して支出することにより不正支出が行われていたこと、定例支給においては、生活保護電算システムにおいて「締め処理」（支払金額と内容を確認する）という作業が必要であり、経理事務担当がその事務を行っていたこと、当時経理事務担当であった宮本元職員は締め処理を行った際に各担当ケースワーカーに正規の支出内容を確認させた後に、改めて生活保護電算システムに不正支出分の決定内容と宮本元職員を担当とする窓口払いの設定の入力が行われていた可能性が極めて高いことなどが委員に報告された。そして、定例支給における不正支出の事案について、当時運用していた生活保護電算システムを用いて、同システムに不正に入力されたデータと正規の稟議書（決裁権限者の部長兼福祉事務所長が押印して決裁された保護決定調書）、ケース記録簿の内容と照

合しながら検証が行われた。

以 上